

種々バラエティをもった標準教科書を国家において作成し、教科書の向上を図ることを考慮すること。

第三 教育行政

一 地方教育行政

(1) 都道府県に教育委員会を設置し、大学以外の公私立学校教育その他の教育行政を担当するものとする。ただし、人口一五万程度以上の市には別に教育委員会を設置し、その市立の大学以外の学校教育に関する行政を担当するものとする。

(備考) 教育委員会を置く市以外の市町村においても教育に民意を反映せしめるための機関を設けることを別途考慮すること。

(2) 教育委員会の委員の定数は三名とし、地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを任命するものとする。

(3) 教育委員会の違法の行為に対しては、これを是正するための適当な方法を考え、教育に関し文部大臣が責任を負うことができる体制を明確にすること。

(4) 教育委員会をおく地方公共団体に対しては、標準義務教育費を支弁するに必要な固有財源を与えることを考慮し、それが不可能な地方公共団体に對しては、地方財政平衡交付金によってこれを補てんするものとする。

二 大学行政
大学については、その自治を尊重すること。大学管理の具体的方式についても、各大学の自治を尊重すること。

(2) 大学の財政については、特別会計制度を採用するとともに、研究と教育の効率化の見地から、研究費その他の費目によっては、委任経理を認めること。研究費については、悪平等の配分を避け、研究の成果をあげるよう重点的に増額することを考えること。

三 文部省の附属行政機関
教育刷新審議会その他教育制度に関する各種の審議会はこれを統合し、教育行政全般にわたる単一最高の審議機関を設けること。しかし、必要に応じ専門家を加えた分科審議会を設けることとする。

(備考) 右の最高審議機関は、広く社会の意向を十分に反映しうる組織たらしめること。この見地から教育関係者が構成員の半数をこえないようにすること。

大学設置審議会、大学基準協会等も右の審議会に統合すること。

第四 教 員

一 教員免許制度は、実情に即するよう、単純合理化すること。なお教員免許の要件となっている教職教養課程はこれを必要最少限度に引下げる。

二 高等学校以下の学校教員の数を確保することができるよう、奨学制度を確立すること。

少 数 意 見

板 倉 卓 造

できれば義務教育の年限を延長して、国民に一年でも高度の教育を与えることよいは異論のないところである。ゆえに理想として六三制の採用には反対ではない。

しかし、六三制を完成するに要するばくだいの経費は、わが敗戦後の国力にとつては非常な負担過重である。実力過当のことを採用したればこそ現にその実行難に陥っているのである。戦後国力疲はのの实情においては旧六

年制の義務教育すら維持することの困難を憂えしめるのに、逆に三年の延長を行わんとするのであるから今日の実行難は当然である。それにもかかわらず

なおもこれを固執するにおいては教育設備の不完全による教育成果の低下は、順次高等学校、大学の教育にもおよび次代の国民の智徳に深大の悪影響をま

ぬかれることをえないであらう。無理な六三制の実施は義務教育年限延長が予期する効果に反する結果をみるに至ることを恐れるものである。

ゆえに今は無理をせず、六三制はわが国力が順当にこれを遂行するに至るまでその採用を中止し、すみやかに旧六年制に復帰してむしろ旧制の復興完

成に力を尽くすこそ国力に応じて国民教育の内容を充実改善するゆえんと信ずるものである。

◇日教組・教師の倫理綱領

文部省調査普及局『教育委員会制度協議会要録』二〇八一―二一三ページ、一九五二年

一九五二・六・一八 日本教職員組合第九回新潟大会
最終改正 一九六一・五

私たちの組合は、昭和二十七年に「教師の倫理綱領」を決定しました。決

定されるまでの約一年間、全国の各職場では倫理綱領の草案をめぐって検討をつづけた。『自分たちの倫理綱領を、自分たちの討論のなかからつくろう』これが、私たちの考え方でした。

私たちが、綱領草案をめぐって話しあいを行っていた昭和二十六年という年は全面講和か、単独講和か、これからの日本の歩む途をめぐって国論が二つに分かれてたたかわされていた時期です。私たちは、敗戦という大きな心配の濃い「単独講和」に反対してきました。平和憲法に対する理由のない攻撃も、この時からはじめられました。

このような時代を背景に、私たちの討論はつづけられました。そして、『平和と民主主義を守りぬくために、今日の教師はいかにあるべきか』『望ましい教師の姿勢はどうあるべきか』、今日の倫理綱領草案の討論には、以上のような考え方が基礎になっていました。

ですから、これはたんなる「標語」ではなく、私たち自身の古さをのりこえ、新しい時代を見きわめて、真理を追求する者のきびしさ、正義を愛する熱情に支えられた生きた倫理、民族のもつ課題に正しく応える倫理という考え方が、私たちの倫理綱領の基調になっています。つまり、歴代文相などが理由のないいかりなどつづけても微動もない倫理綱領であるということがいえます。

以下、私たちの倫理綱領各項についてかたんにふれたいと思います。

一 教師は日本社会の課題にこたえて青少年とともに生きる

平和を守り、民族の完全な独立をかつとり、憲法にしめされた民主的な社会をつくりだすことは教師に与えられた課題といえます。私たちは自ら深い反省にたち努力することによって、この課題に応えうる教師となるとともに、青少年がこの課題解決のための有能な働き手となるよう育成されなければならぬことをしめました。

二 教師は教育の機会均等のためにたたかう

青少年は各人のおかれた社会的、経済的条件によって教育を受ける機会を制限され、憲法の条項は空文に終わっています。とくに、勤労青年、特殊児童（盲・ろう・肢体不自由児など）の教育はすべてかえりみられていません。教師は教育の機会均等の原則が守られるよう、社会的措置をとらせるよう努力しなければならぬことをしめました。

三 教師は平和を守る

平和は人類の理想であるとともに、日本の繁栄と民主主義も、平和なくては達成できません。教師は人類愛の鼓吹者、生活改造の指導者、人権尊重の先達として生き、いつさいの戦争挑発者と勇敢にたたかわなければならぬことを明らかにしました。

四 教師は科学的真理に立つて行動する

社会の進歩は、科学的真理にたつてこそ達成されます。科学の無視は人間の抑圧に通じます。教師は人間性を尊重し、自然と社会を科学的に探究し、青少年の成長のために合理的環境をつくりだすために、学者、専門家と協力しあうことをしめました。

五 教師は教育の自由の侵害を許さない

教育研究、教育活動の自由はしばしば不当な力でおさえられています。言論、思想、学問、集会の自由は憲法で保障されていますが、実際には制限され、圧迫されています。

教育の自由の侵害は、青少年の学習の自由をさまたげるばかりではなく、自主的な活動をばみ、民族の将来をあやまらせるものであります。以上のことから、私たちが自由の侵害とあくまでもたたかうことをここで明らかにしました。

六 教師は正しい政治をもとめる

これまでの教師は、政治的中立という美名で時の政治権力に一方的に奉仕させられてきました。戦後、私たちは団結して正しい政治のためにたたかってきました。政治を全国民のねがいにこたえるものとするため、ひろく働く人とともに正しい政治をもとめて、今後もつよくたたかうことをしめました。

七 教師は親たちとともに社会の頹廃とたたかい、新しい文化をつくる

あらゆる種類の頹廃が青少年をとりまいています。私たち教師は、マス・コミ等を通じて流された頹廃から青少年を守ると同時に、新しい健康的な文化をつくるために、親たちと力をあわせてすすむことをしめました。

八 教師は労働者である

教師は学校を職場として働く労働者であります。しかし、教育を一方的に支配しようとする人びとは、「上から押しつけた聖職者意識」を、再び教師のものにしようとする「労働者である」という私たちの宣言に、さまざまないがかりをつけています。私たちは、人類社会の進歩は働く人々を中心とし

た力によってのみ可能であると考えています。私たちは自らが労働者であることの誇りをもって人類進歩の理想に生きること明らかにしました。

九 教師は生活権を守る

私たちはこれまで、清貧にあまんずる教育者の名のもとに、最低の生活を守ることすら口にすることをばかかってきましたが、正しい教育を行なうためには、生活が保障されていなくてはなりません。

労働に対する正当な報酬を要求することは、教師の権利であり、また義務であることをしめしました。

十 教師は団結する

教師の歴史的任務は、団結を通じてのみ達成することができま。教師の力は、組織と団結によって発揮され、組織と団結はたえず教師の活動に勇気と力をあたえていきます。私たちは自らが団結を強め行動するとともに、国民のための教育を一部の権力による支配から守るため、世界の教師、すべての働く人びとと協力しあうことが、私たちの倫理であることを明らかにしました。

◆ILOユネスコ・教員の地位に関する勧告

(一九六六・九・二一―一〇・五)
(ユネスコにおける特別政府間会議)

前文

教員の地位に関する特別政府間会議は、

教育をうける権利が基本的人権の一つであることを想起し、

世界人権宣言の第二十六条、児童の権利宣言の第五原則、第七原則および第十原則および諸国民間の平和、相互の尊重と理解の精神を青少年の間に普及することに關する国連宣言を達成するうえで、すべての者に適正な教育を与えることが国家の責任であることを自覚し、

不断の道徳的・文化的進歩および経済的社会的発展に本質的な寄与をなすものとして、役立てるすべての能力と知性を十分に活用するために、普通教育、技術教育および職業教育をより広範に普及させる必要を認め、

教育の進歩における教員の基本的な役割、ならびに人間の開発および現代社会の発展への彼らの貢献の重要性を認識し、

教員がこの役割にふさわしい地位を享受することを保障することに関心をもち、

異なった国々における教育のバターンおよび編成を決定する法令および慣習が非常に多岐にわたっている事を考慮し、

かつ、それぞれの国で教育職員に適用される措置が、とくに公務に関する規制が教員にも適用されるかどうかによって、非常に異なった種類のものが多く存在することを考慮に入れ、

これらの相違にもかかわらず教員の地位に関してすべての国々で同じような問題が起こっており、かつ、これらの問題が、今回の勧告の作成の目的であるところの、一連の共通基準および措置の適用を必要としていることを確信し、

教員に適用される現行国際諸条約、とくにILO総会で採択された結社の自由及び団結権保護条約(一九四八年)、団結権及び団体交渉権条約(一九四九年)、同一報酬条約(一九五一年)、差別待遇(雇用及び職業)条約(一九五八年)、および、ユネスコ総会で採択された教育の差別反対条約(一九六〇年)等の基本的人権に関する諸条項に注目し、

また、ユネスコおよび国際教育局が合同で招集した国際公教育会議で採択された初中等学校教員の養成と地位の諸側面に関する諸勧告、およびユネスコ総会で、一九六二年に採択された技術・職業教育に関する勧告にも注目し、教員とくに関連する諸問題に關した諸規定によって現行諸規程を補足し、また、教員不足の問題を解決したいと願ひ、

以下の勧告を採択した。

一 定義

一 本勧告の適用上、

(イ)「教員」(teacher)という語は、学校において生徒の教育に責任をもつすべての人びとをいう。

(ロ) 教員に関して用いられる地位(status)という表現は、教員の職務の重要性およびその職務遂行能力の評価の程度によって示される社会的地位または尊敬、ならびに他の職業集団と比較して教員に与えられる労働条件、報酬、その他の物質的給付等の双方を意味する。